

民生委員・児童委員  
活動保険

# I 民生委員・児童委員活動保険について

## 1. 制度の概要

この制度は、民生委員児童委員が安心して、日々の活動ができるよう全国民生委員児童委員連合会（全国社会福祉協議会）が平成26年4月1日に創設した制度です。全国全ての委員が加入者として、民生委員児童委員として委嘱を受けている期間中の万が一の事故等を補償するものです。

## 2. 保険加入

毎年度4月1日を基準日として、その時点で委嘱を受けている民生委員児童委員が対象となり、個別に加入手続きは必要ありません。

年度途中の中途委嘱者については、市町村民児協事務局による手続きが必要となります。具体的な手続きについては別紙をご参照ください。

## 3. 保険料

国及び全国民生委員児童委員連合会（全国社会福祉協議会）が負担しますので、市町村民児協や委員個人の保険料負担は一切ありません。

## 4. 補償内容

補償内容および補償金額の概要は以下のとおりです。詳細は全国民生委員児童委員連合会が発行するパンフレットなどをご確認ください。

### ●委員本人のケガの補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
死亡保険金	1,200万円
後遺障害保険金	48万円～1,200万円
入院保険金日額	6,500円
手術 保険金	入院中の手術 65,000円
	外来の手術 32,500円
通院保険日額	4,000円

### ●委員本人が責任を負う賠償事故の補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険	5億円(限度額)

### ●個人応報漏えいに関する補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険	50万円(限度額)
見舞金購入費用	5万円(限度額)
	※1 被害者500円程度

### ●委員活動に起因して活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)	
建物等の損害に対する見舞金	活動対象者等に放火されて自宅が全壊になったとき	100万円
	活動対象者等に自宅の一部が壊されたとき	5万円
	活動対象者等に自宅内の家財が盗まれたり壊されたりしたとき	1万円
家族等のケガに対する補償	活動対象者等に暴力を振るわれて、委員の家族等※が怪我をしたとき ※配偶者、同居の親族、別居の未婚の子になります。	死亡弔慰金 100万円
		入院見舞金 10万円
		通院見舞金 3万円

※以上、全社協発行のパンフレットより抜粋

## 5. 保険給付手続き

事故が発生した場合、市町村民児協事務局は事故の内容について委員に確認し、「事故報告書」\*1を作成します。その事故報告書を日本興亜損保\*2にFAX送信します。日本興亜損保から保険請求に必要な書類が送付されますので、保険請求に必要な書類を整理してください。保険手続の詳細については、「【民児協事務局用】民生委員・児童委員活動保険事務の手引き」にてご確認ください。

\*1～「【民児協事務局用】民生委員・児童委員活動保険事務の手引き」77ページ参照

\*2～FAX送信先 日本興亜損保 医療・福祉開発部第三課 FAX番号 03-3593-5369

## Ⅱ. 年度途中追加委嘱者にかかる手続きについて

### 1. はじめに

本保険制度は、定数ではなく現員数による加入形態となっており、毎年度4月1日現在で就任されている委員は当保険の適用を受けることとなりますが、4月2日以降に就任した委員については、全民児連において保険料の支払いが未了のため、その時点での保険の適用がされません。全民児連において年度途中委嘱者の手続き（保険料の支払い）を経て、委嘱を受けた日に遡って、保険が適用される流れとなります。

については、4月2日以降に委嘱を受けた委員の保険加入について下記をご参照のうえ、速やかにお手続きをください。

### 2. 年度途中追加委嘱者の報告（手続き）

#### (1) 委員交代による途中追加委嘱者

別紙「様式2 委員交代、追加委嘱 報告書」の「1. 委員の交代」欄に、①前任委員氏名、②後任委員氏名及び委嘱日をご記入のうえ、本連盟にご報告ください。

#### (2) 欠員補充による途中追加委嘱者

別紙「様式2 委員交代、追加委嘱 報告書」の「2. 新たな委員の委嘱（欠員の補充等）」欄に、①委員氏名をご記入のうえ、本連盟にご報告ください。

#### (3) 民生委員台帳の提出

上記(1)、(2)のいずれかの該当者があった場合、併せて本連盟会員システムにかかる「民生委員児童委員台帳」もご提出ください。なお、従来の新任委員台帳登録の取り扱いとしては、委嘱状の交付を受けた後に台帳をご提出いただいておりますが、今後は本保険制度の関連から、便宜的に民生委員推薦会の日付を委嘱日とし、必要事項をご記入のうえ速やかに提出してください。（委嘱状が交付された後、委嘱日と民生委員推薦会の開催日に相違があった場合は別途ご連絡ください。）

### 3. 年度途中追加委嘱者の保険適用

上記の手続きを経た後、全民児連が保険料の支払いをすることで、委嘱を受けた日に遡って保険適用がされます。全民児連においては年4回の加入手続きをすすめる予定としておりますので、下表をご参照のうえ、期限内にご報告ください。

保険加入者(委員数)連絡の区分	本連盟への報告期限	保険手続開始日
4月2日～5月末までの期間の委嘱委員	6月6日(金)	7月1日以降
6月1日～8月末までの期間の委嘱委員	9月5日(金)	10月1日以降
9月1日～11月末までの期間の委嘱委員	12月5日(金)	1月1日以降
12月1日～2月末までの期間の委嘱委員 3月1日～末日までの期間の委嘱委員(予定人数)	3月6日(金)	翌年度4月1日以降

※上記は平成26年度の日程

#### ◆途中追加委嘱者の保険適用の参考例

8月1日に委嘱を受けた委員が、9月1日に民生委員活動中に怪我をした。  
⇒上記の手続きを経ていれば、委嘱を受けた日（8月1日）に遡って保険が適用され、全民児連の保険料の支払いが完了した10月1日以降に保険金給付申請手続きができます。

委員交代、追加委嘱 報告書

市町村民児協名

担当者氏名

1. 委員の交代

No.	前任委員氏名 (H26.4.1現在の委員)	後任委員	
		委嘱日	委員氏名
1		月 日	
2		月 日	
3		月 日	
4		月 日	
5		月 日	
6		月 日	
7		月 日	
8		月 日	
9		月 日	
10		月 日	

2. 新たな委員の委嘱 (欠員の補充等)

No.	委嘱日	委員氏名
1	月 日	
2	月 日	
3	月 日	
4	月 日	
5	月 日	
6	月 日	
7	月 日	
8	月 日	
9	月 日	
10	月 日	

※「民生委員児童委員台帳」も併せてご提出ください。